

岡山市職員の懲戒処分等について

令和6年12月25日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

1 被処分者

総務局 主任級職員 40代 男性

2 処分内容

停職 6月

3 事案の概要

当該職員は、生活困窮を理由に、令和6年2月から生活保護を受給していましたが、同月から9月までの間、生活保護の被保護者として申告すべき収入があったにもかかわらず、その事実を記載しない収入申告書を福祉事務所へ提出した上、福祉事務所による、収入申告についての再三にわたる指導指示にも従わず、虚偽の申告により生活保護費を不正に受給しました。(受給額合計1,227,288円)

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる市職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長(当時)に対し口頭による注意を行いました。

6 福祉事務所の対応

本事案を悪質な不正であると判断した福祉事務所は、生活保護法第78条に基づき、支弁済みの生活保護費1,227,288円と、その額に100分の40を乗じた徴収加算額490,915円を合わせた1,718,203円を徴収することを決定しています。

なお、当該職員に対しては、11月19日に生活保護の廃止処分を行っており、現在は生活保護を受給していません。

7 その他(再発防止)

職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)
(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

○ 生活保護法(抜粋)
(費用返還義務)

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

以下省略

【問い合わせ先】

(処分に関すること)

岡山市 人事課	宮本・藤本	直通086-803-1090	内線3420
---------	-------	----------------	--------

(生活保護制度に関すること)

岡山市 生活保護・自立支援課	出原	直通086-803-1215	内線5940
----------------	----	----------------	--------